

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画)

(1) 「子ども・子育て支援新制度」の概要

- 平成27（2015）年に開始された子ども・子育て支援新制度は、教育・保育の総合的な提供、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進する制度です。
- 令和元（2019）年10月には、子ども・子育て支援法の一部改正により幼児教育・保育の無償化が実施され、また、令和2（2020）年4月には、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正により、市町村計画の作成に関する事項として、「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う対応や、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う対応などが盛り込まれました。
- さらに、令和4（2022）年6月の「児童福祉法等の一部を改正する法律」においては、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が盛り込まれました。
- これらに加えて、令和6（2024）年6月の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」においては、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充等とが盛り込まれました。
- 本市においては、こうした動向を踏まえながら、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、子ども・若者や子育て家庭への支援を総合的に進めています。

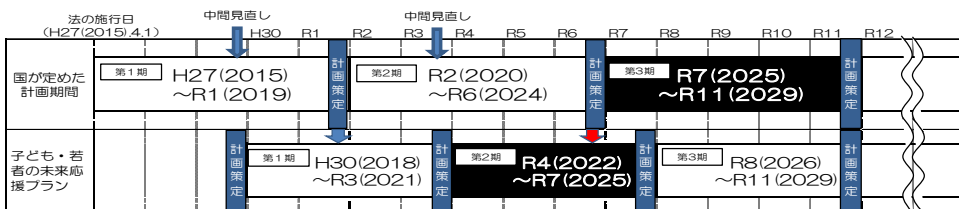
(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る基本的な考え方

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、すべての子どもに良質な生育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

(3) 「量の見込みと確保方策」について

- 子ども・子育て支援法第61条の規定により、市町村子ども・子育て支援事業計画として、「教育・保育施設、地域型保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」について、5年を一期とする「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応して確保する提供体制の内容と実施時期）を定めるものとなっています。
- 「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」では、第6章において第2期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行い、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの量の見込みと確保方策を定めました。
- 今回は、国が定めた計画期間を踏まえて、令和7（2025）年度の量の見込みと確保方策の見直しを行うとともに、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度の量の見込みと確保方策の策定を行います。

「量の見込みと確保方策」と国が定めた計画期間との関係



(4) 就学前児童の将来人口推計について

- 本市においては、人口は増加しているものの、就学前児童数は平成28（2016）年度をピークに減少傾向が続いています。本計画の策定にあたり、就学前児童の将来人口推計を行います。
- 推計にあたっては、コーホート変化率法により各歳児の年度当初（4月1日）時点での就学前推計児童数を算出します。
- なお、0歳児推計人口については、人口動態調査に基づく出生率、15歳から49歳までの女性の推計人口により算出した推計出生数等により算出します。

<各認定区分に該当する年齢別の推計児童数> (単位：人)

	3～5歳 (1号または2号認定に該当)	0歳 (3号認定に該当)	1歳 (3号認定に該当)	2歳 (3号認定に該当)	合計
令和6(2024)年度 (実績)	34,584	10,856	10,843	11,307	67,590
令和7(2025)年度	33,307	10,373	10,672	10,476	64,828
令和8(2026)年度	31,614	10,079	10,192	10,319	62,204
令和9(2027)年度	30,638	9,829	9,898	9,853	60,218
令和10(2028)年度	29,245	9,622	9,650	9,566	58,083
令和11(2029)年度	28,382	9,432	9,445	9,324	56,583
令和12(2030)年度	27,427	9,260	9,254	9,123	55,064

(コーホート変化率法)
各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。
(次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項に基づく市町村行動計画に係る「地域行動計画策定の手引き」)

(5) 教育・保育の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法第61条では、市町村子ども・子育て支援事業計画においては、「教育・保育提供区域」ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の、量の見込みと確保方策を定めることとしています。本市においては、各行政区を教育・保育提供区域として設定します。

(教育・保育の量の見込みの考え方について)

- 推計した就学前児童数をもとに、過去の幼稚園の利用実績や保育所の申請状況（育児休業等により保育所の利用に至らなかった方を含む）等から量を見込みます。令和3（2021）年度に策定した量の見込みでは、令和3（2021）年度までの実績で教育のニーズ割合は減少しつつも、保育のニーズ割合は増加しており、教育と保育を合わせた全体のニーズ割合は増加傾向ではありましたが、推計就学前児童数の減少を反映して、教育・保育の量の見込みでは、減少していくものと見込んでいました。
- 今回の計画期間中の教育・保育の量の見込みについても、推計した結果、同様の傾向が見られることから、減少するものとして見込んでいます。
- また、幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）を利用する児童のうち、幼稚園・認定こども園の預かり保育（新2号認定）を利用する児童の量の見込みについては、2号認定として集計します。
- なお、教育・保育の量の見込みについては、令和11（2029）年度の認可保育所の新設等による受入枠の確保目標値を定めるため、令和12（2030）年4月についても定めます。

(教育・保育の確保方策の考え方について)

- 認定こども園、幼稚園、公立保育所、認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設（市が一定の施設基準に基づき運営支援等を行っている川崎認定保育園、年度限定型保育事業のほか企業主導型保育事業（地域枠）が対象）により、量の見込みに対応する確保方策を定めます。

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画)

4月1日時点の量の見込み(全市域)

(単位:人)

年度	1号	2号	3号			1~3号 合計	(参考) 2・3号 合計	
	3~5歳	3~5歳	0歳	1歳	2歳			小計
令和7年	8,198	23,404	2,556	7,590	7,269	17,415	49,017	40,819
令和8年	6,865	23,298	2,494	7,623	7,496	17,613	47,776	40,911
令和9年	5,903	23,471	2,444	7,648	7,487	17,579	46,953	41,050
令和10年	4,968	23,338	2,407	7,599	7,457	17,463	45,769	40,801
令和11年	4,238	23,393	2,377	7,548	7,389	17,314	44,945	40,707
令和12年	3,571	23,286	2,352	7,465	7,312	17,129	43,986	40,415

(参考)各認定区分のニーズ割合

(単位:%)

	1号 (3~5歳)	2号 (3~5歳)	3号 (0歳)	3号 (1歳)	3号 (2歳)	3号 (合計)
令和7年4月	24.6	70.3	24.6	71.1	69.4	55.2
令和8年4月	21.7	73.7	24.7	74.8	72.6	57.6
令和9年4月	19.3	76.6	24.9	77.3	76.0	59.4
令和10年4月	17.0	79.8	25.0	78.7	78.0	60.6
令和11年4月	14.9	82.4	25.2	79.9	79.2	61.4
令和12年4月	13.0	84.9	25.4	80.7	80.1	62.0

<子どものための教育・保育給付 認定区分>

- 1号認定
保育の必要性のない満3歳以上。幼稚園(施設型給付)、認定こども園(幼稚園部分)を利用。
- 2号認定
保育の必要性のある3~5歳。保育所、認定こども園(保育所部分)を利用。
- 3号認定
保育の必要性のある0~2歳。保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用。

<子育てのための施設等利用給付 認定区分>

- 新1号認定
保育の必要性のない満3歳以上。幼稚園(私学助成)を利用。
- 新2号認定
保育の必要性のある3~5歳。幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設等を利用。
- 新3号認定
保育の必要性のある非課税世帯0~2歳。認可外保育施設等を利用。

(6) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本市で実施している地域子ども・子育て支援事業ごとに提供区域を設定し、計画期間中の各年度の「量の見込み」と「確保方策」を設定します。

ア 利用者支援事業等

(ア) 基本型

事業概要	保育・子育て総合支援センター内の地域子育て支援センターにおいて、子育て家庭等に対し、相談支援等の実施や地域における子育て支援のネットワークに基づく支援を実施する事業です。
量の見込みの考え方	保育と子育ての一体的な事業推進拠点である保育・子育て総合支援センター内の地域子育て支援センターにおいて実施するものとして見込みます。
確保方策の考え方	順次、設置を進めている各区保育・子育て総合支援センターに、専門の職員を配置して事業を実施します。

(単位:実施か所数(か所))

区域	年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
全市	量の見込み	4	4	5	5	5	-
	確保方策	4	4	5	5	5	3

(イ) 特定型

事業概要	教育・保育施設や地域の子育て支援事業に係る情報の収集・管理・提供、相談等を行う事業です。
量の見込みの考え方	身近な各区役所地域みまもり支援センターで、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談支援等を行うものとして見込みます。
確保方策の考え方	各区役所地域みまもり支援センター7か所に、専門の職員を配置して事業を実施します。

(単位:実施か所数(か所))

区域	年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
全市	量の見込み	7	7	7	7	7	-
	確保方策	7	7	7	7	7	9

(ウ) こども家庭センター型

事業概要	母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。
量の見込みの考え方	各区地域みまもり支援センターで、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談支援等を行うものとして見込みます。
確保方策の考え方	各区役所地域みまもり支援センター7か所に、母子保健と児童福祉の相談支援を担当する職員を配置して事業を実施します。

(単位:実施か所数(か所))

区域	年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
全市	量の見込み	7	7	7	7	7	-
	確保方策	7	7	7	7	7	9

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画）

(工) 妊婦等包括相談支援事業

事業概要	妊婦等に対して、面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。 ●第1回目面談：妊娠届出時に実施 ●第2回目面談：妊娠8か月前後のアンケート回収後に実施 ●第3回目面談：乳児家庭全戸訪問時に実施
量の見込みの考え方	1組（妊婦及びその配偶者等）当たりを実施する3回の面談の合計数を見込みます。 ●第1回目面談：推計妊娠届出数で回数を見込みます。 ●第2回目面談：令和5年度の妊娠届出数に対する第2回目面談実施数から実施割合を算出し、推計妊娠届出数に乗じて回数を見込みます。 ●第3回目面談：乳児家庭全戸訪問事業における訪問件数で回数を見込みます。
確保方策の考え方	各区役所地域まもり支援センター7か所において、各面談を確実に実施し、その相談内容に適切に対応できるよう事業を推進します。

(単位：面談回数(回))

区域	年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
全市	量の見込み	21,533	20,922	20,404	19,974	19,580	—
	確保方策	21,533	20,922	20,404	19,974	19,580	23,912

イ 延長保育事業

事業概要	保育所等において、保護者の勤務時間や通勤時間などの事情により通常の開所時間では送り迎えが困難な場合に、その開所時間等の前後において延長して保育を実施する事業です。
量の見込みの考え方	過去の利用実績から今後の保育所等の利用者数の増減見込みも踏まえ、利用者数を見込みます。
確保方策の考え方	保育所、認定こども園及び地域型保育事業での延長保育事業の実施施設の拡充を推進します。

(単位：月間実利用人数(人))

区域	年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
全市	量の見込み	6,951	6,961	6,982	6,939	6,916	—
	確保方策	6,951	6,961	6,982	6,939	6,916	6,907

ウ 実費徴収に係る補正給付を行う事業

(ア) 教材費・行事費等補助

事業概要	特定教育・保育施設等を利用する生活保護世帯等に対し、利用に係る日用品や文房具等必要な物品の購入に要する費用等を助成する事業です。
量の見込みの考え方	過去の利用実績を踏まえ、本事業の利用人数は横ばいで推移するものとして見込みます。
確保方策の考え方	対象者に対して適切に事業を案内し、申請に基づいて助成を実施します。

(単位：年間利用人数(人))

全市域	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	60	60	60	60	60	—
確保方策	60	60	60	60	60	54

(イ) 給食費（副食費）補助

事業概要	私学助成を受ける幼稚園を利用する年収360万円未満相当世帯等に対して、給食費（副食費）を補助する事業です。
量の見込みの考え方	就学前児童数の減少や幼稚園（新制度未移行園）の新制度移行による対象園児数の減少を考慮し、利用者の減少傾向を見込みます。
確保方策の考え方	対象者に適切に事業案内を行い、申請に基づいて補助を実施します。

(単位：年間利用人数(人))

全市域	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	241	177	161	146	132	—
確保方策	241	177	161	146	132	360

エ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(ア) 新規参入施設等への巡回支援

事業概要	認可保育所及び地域型保育事業等を実施する新規参入事業者に対して、保育士等が巡回訪問支援を行います。
量の見込みの考え方	教育・保育施設の量の見込みと確保方策に基づいて、新規参入事業者が実施する認可保育所及び地域型保育事業等の施設数、事業所数を見込みます。
確保方策の考え方	新規参入事業者が実施する認可保育所及び地域型保育事業等の施設、事業所に対して開設年度に巡回指導を実施します。

(単位：実施か所数(か所))

全市域	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	5	4	3	2	1	—
確保方策	5	4	3	2	1	6

(イ) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

事業概要	幼稚園類似施設（無認可幼児教育施設等）に通う未就学児を持つ保護者に対して、利用料等の補助を行う事業です。
量の見込みの考え方	本事業は幼稚園や保育所等の施設を利用しない就学前児童を対象としており、過去の利用実績及び就学前児童数の減少を考慮し、利用者数を見込みます。
確保方策の考え方	対象者に適切に事業案内を行い、申請に基づいて助成を実施します。

(単位：年間利用人数(人))

全市域	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	160	158	156	154	152	—
確保方策	160	158	156	154	152	164

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画)

オ 放課後児童健全育成事業

事業概要	放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。本市においては、全小学生を対象とするわくわくプラザ事業で放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施しています。
量の見込みの考え方	小学校長期推計の在校児童数と放課後児童健全育成事業の「対象児童の数」の実績をもとに見込みます。
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に基づく専用区画面積については、学校等と調整し、確保します。 必要な人員確保に向けて、放課後児童支援員の資格取得を積極的に支援するとともに、キャリアアップ処遇改善事業等の実施により、職員の質の向上を図ります。

(単位：対象児童の数(人))

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5年(2023) 4月実績
全市	量の見込み	12,215	12,870	13,314	13,806	14,213	-
	小学校1年生	4,592	4,840	5,007	5,196	5,347	4,124
	小学校2年生	3,678	3,879	4,011	4,167	4,294	3,140
	小学校3年生	2,423	2,547	2,636	2,727	2,807	1,827
	小学校4年生	1,091	1,152	1,188	1,233	1,267	649
	小学校5年生	295	310	325	331	342	214
	小学校6年生	136	142	147	152	156	91
確保方策	12,215	12,870	13,314	13,806	14,213	10,166	

カ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

事業概要	保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則7日以内で子どもを預かる事業です。
量の見込みの考え方	過去の利用実績を踏まえ、年間延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 2か所の乳児院、4か所の児童養護施設において事業を継続実施します。 市民がより利用しやすいよう、宿泊を伴うショートステイ、日帰りで利用するデイステイを実施します。

(単位：年間延べ利用人数(人))

全市域	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	-
確保方策	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	4,324

キ 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	「新生児訪問(未熟児訪問含む)」又は「こんにちは赤ちゃん訪問」により乳児家庭を全戸訪問する事業です。
量の見込みの考え方	0歳児の将来人口推計に、過去の実績を踏まえ、長期里帰りや長期入院など訪問が困難な家庭を除いた訪問率を乗じて、訪問件数を見込みます。
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> こんにちは赤ちゃん訪問事業の登録訪問員の養成・拡大を図り、地域における日ごろの声掛けや子育て家庭の認知につなげていきます。 長期里帰り中や子どもが入院などで訪問できていない家庭について、母子保健情報管理システムの活用により、世帯状況の把握を効果的に行い、必要な支援につなげていきます。 訪問に繋がりにくい外国人の方に対して、通訳を活用して訪問の趣旨等をお伝えすることにより訪問率の向上を図ります。 訪問に従事する職員及び登録訪問員への研修内容の見直しを図りながら、現状の体制を維持し、需要見込みに対応できる体制を確保します。 <p>実施体制：訪問指導員登録数 43人(令和6(2024)年4月1日現在) 登録訪問員登録数 1360人(令和6(2024)年4月1日現在)</p> <p>実施機関：各区地域みまもり支援センター</p>

(単位：訪問件数(件))

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
全市	量の見込み	9,989	9,706	9,465	9,265	9,083	-
	確保方策	9,989	9,706	9,465	9,265	9,083	11,203

ク 養育支援訪問事業等
(ア) 専門的相談支援

事業概要	育児ストレス、育児困難、産後うつ状態等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭など、養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師等による専門的な指導助言等を訪問により実施する事業です。
量の見込みの考え方	児童虐待相談・通告件数の増加に伴って支援が必要な家庭の割合も増加するものと見込み、就学前児童数の将来人口推計をもとに、過去の実績と増加の見込みを踏まえて、就学前児童数に対する養育支援訪問件数を乗じて見込みます。
確保方策の考え方	母子保健情報管理システムの活用や医療機関との連絡会議との開催により、要支援家庭の早期の把握に努めます。家庭訪問時において支援養育状況を把握し、支援が必要な家庭への継続的な助言指導を行います。

(単位：年間延べ利用人数(人))

全市域	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	3,008	3,023	3,046	3,079	3,112	-
確保方策	3,008	3,023	3,046	3,079	3,112	2,866

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画）

(イ) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要	要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会を開催するとともに、活動内容の充実に向けた支援を進めます。
量の見込みの考え方	要保護児童対策地域協議会個別支援会議（「個別支援会議」）の実施回数については、児童虐待相談・通告件数の増加や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえ、今後も支援が必要な家庭は増加するものと見込み、近年の事業実績を勘案し量を見込みます。
確保方策の考え方	全市域で、要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を実施するため、関係機関等が具体的な支援内容や役割分担を確認できるよう、個別支援会議を開催するとともに関係機関相互の適切な連携を図ります。

（単位：開催回数（回））

全市域	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	1,050	1,080	1,110	1,140	1,170	-
確保方策	1,050	1,080	1,110	1,140	1,170	986

(ウ) 子育て世帯訪問支援事業

事業概要	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。
量の見込みの考え方	児童虐待相談・通告件数や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえ、今後も支援を必要とする家庭は増加するものと見込み、保護者の養育を支援することが必要な児童等の数をもとに、年間利用件数を見込みます。
確保方策の考え方	支援を必要とする家庭等に対してより充実した支援を行う必要があるため、支援が必要な家庭等の早期の把握に努め、的確な支援を行います。

（単位：年間利用件数（人日））

全市域	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
量の見込み	988	991	1,003	1,014	1,021
確保方策	988	991	1,003	1,014	1,021

ケ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

事業概要	少子化や核家族化の進行など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育て中の保護者の孤立感や不安感の増大等に対応するため、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講座の開催など、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちの支援を図る事業です。
量の見込みの考え方	推計就学前児童数と教育・保育の量の見込みから推計在宅児童数を算出します。推計在宅児童数から算出した推計新規利用者数に過去の実績を踏まえた利用回数を乗じて年間延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	・地域子育て支援センターにおいて、子育て親子の交流促進や相談支援等を実施します。 ・保育・子育て総合支援センターと連携を図り、利用二ーズに的確に対応していきます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
全市	量の見込み	148,347	135,646	124,819	116,069	109,759	-
	確保方策	148,347	135,646	124,819	116,069	109,759	165,560

コ 一時預かり事業

(ア) 幼稚園型

事業概要	幼稚園で通常の教育時間を延長して幼児を保育する事業（就労等の理由により、幼稚園の一時預かりを定期的に利用するものも含む）です。
量の見込みの考え方	利用者実績及び市内幼稚園を対象に実施している個別相談等の実施状況をもとに、対象園児数の減少にも考慮しながら延べ年間利用者数を見込みます。
確保方策の考え方	・事業実施希望調査の結果を踏まえ説明会等を開催し、幼稚園型一時預かり実施園の拡充を図ります。 ・就労形態等、保育二ーズの多様化に対応するため、実施園における預かり保育の長時間化・通年化を推進します。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
全市	量の見込み	335,381	322,632	308,491	289,906	278,884	-
	確保方策	335,381	322,632	308,491	289,906	278,884	292,459

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画）

(イ) 保育所における一時預かり

事業概要	保護者などが週3日以内又は月64時間に満たない就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、子どもを家庭で保育できない場合に、保育所等において一時的に保護者に代わって保育をする事業です。
量の見込みの考え方	就学前児童数の減少や認可保育所等の新設整備等により、本事業の利用者は、平成29（2017）年度実績をピークに減少傾向に転じており、過去の実績をもとに、令和7（2025）年度以降の人口減少率を考慮し、量を見込みます。
確保方策の考え方	働き方の多様化や少子化、核家族化の進行などによる、子どもや子育てをめぐる環境の変化に伴う保護者の心理的・肉体的な負担軽減のために、継続的な事業実施が必要であることから、全市において安定的に実施が見込める保育・子育て総合支援センターにおける事業化を進めます。また、民間保育所においては、利用状況の分析に加え、潜在的な需要や、利用を希望しながらも実際の利用につながらないケースの状況把握等を踏まえた地域バランスの改善に向け、必要に応じて既存園における事業の見直しや効果的な新設園の整備を進めていきます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
全市	量の見込み	80,794	73,553	67,546	63,017	59,999	—
	確保方策	80,794	73,553	67,546	63,017	59,999	96,081

サ 病児・病後児保育事業

事業概要	0歳5か月から小学校3年生までの児童が病気やその回復期のため集団保育等が困難であり、かつ、保護者が家庭での保育等を行うことができない場合に、一時的に預かる事業です。
量の見込みの考え方	過去の実績から、将来人口推計（小学3年生まで）の減少率を踏まえて量を見込みます。
確保方策の考え方	市内7か所の施設体制により、必要な提供体制を確保します。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
全市	量の見込み	5,784	5,574	5,372	5,193	5,026	—
	確保方策	5,784	5,574	5,372	5,193	5,026	6,207

シ ファミリー・サポート・センター事業（ふれあい子育てサポート事業）

事業概要	育児の援助をしたい人（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が、それぞれふれあい子育てサポートセンターに会員登録し、会員相互により育児援助活動を行う事業です。子育てヘルパー会員宅や地域子育て支援センター等での一時預かり、保育所・幼稚園等への送迎が主な活動内容です。
量の見込みの考え方	就学前児童数と延べ利用人数との比率及び将来人口推計をもとに、延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	子育てヘルパー会員数の増加を図り、利用希望者と子育てヘルパー会員とのマッチングを高め、利用ニーズに的確に対応していきます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
全市	量の見込み	10,490	10,055	9,719	9,387	9,144	—
	確保方策	10,490	10,055	9,719	9,387	9,144	11,464

ス 妊婦健康診査

事業概要	安心・安全に出産を迎えるために、妊婦が定期的に医療機関で健康診査を受ける際に、費用の一部を公費負担する事業です。
量の見込みの考え方	推計妊娠届出数（推計出生数に過去の実績から算出した出生数と妊娠届出数の割合を乗じて算出）に妊婦健康診査の推計延べ受診回数（妊婦健康診査受診回数÷妊娠届出数の過去平均）を乗じて、年間延べ受診回数を見込みます。
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 推計妊娠届出数が実績を下回る見込みであり、その全数を支援するため、現行の体制を維持し、年間を通して、対象となる妊婦健康診査の受診費用に対して、費用の一部を公費負担していきます。 母子保健情報管理システムの活用により、対象者の状況を的確に把握し、受診勧奨や保健指導を行うとともに、受診結果を把握し妊娠期の保健の向上を図ります。 実施体制・機関：市内委託医療機関、市外協力医療機関

（単位：※1年間延べ受診回数（回）、※2人数（人）、※3件数（件））

全市域	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み※1	126,335	122,751	119,712	117,194	114,875	—
確保方策※1	126,335	122,751	119,712	117,194	114,875	140,235
（参考）推計出生数※2	10,373	10,079	9,829	9,622	9,432	11,371
（参考）推計妊娠届出数※3	10,891	10,582	10,320	10,103	9,903	11,960

セ 産後ケア事業

事業概要	産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援を行う事業です。
量の見込みの考え方	推計出生数、過去の利用実績及び事業を拡充した令和6年度の利用状況から、年間延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	妊婦等包括相談支援事業等を活用し、対象者に対して適切に事業を案内し、サービスを提供していきます。

（単位：延べ人数（人））

区域		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
全市	量の見込み	6,846	6,652	6,487	6,350	6,225	—
	確保方策	6,846	6,652	6,487	6,350	6,225	2,504

2 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込みと確保方策

(1) 概要

本市では、すべての就学児童が、放課後を安全・安心に過ごせる居場所として、全小中学生を対象としたわくわくプラザ事業を市内114校で実施しています。わくわくプラザ事業では、地域ボランティア等の人材を積極的に活用するほか、地域における様々な施設や団体等の地域資源を生かし、多様なプログラムを実施しています。

(2) 取組の考え方

ア 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の一体的な実施

- 放課後児童健全育成事業は、就労等により保護者が日中いない家庭の児童に対して、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。
- また、放課後子供教室は、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業です。
- 本市においては、国の「放課後児童対策パッケージ」に基づき、本市のすべての市立小学校において、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施するわくわくプラザ事業により、すべての児童が一緒に参加できる学習・体験活動プログラムの実施を推進します。

イ 小学校の施設の活用

- 学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、児童の健やかな成長のため、学校関係者とわくわくプラザ事業の関係者とは、実施主体にかかわらず立場を超えて、放課後児童対策について連携して取り組むことが重要なことから、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等、小学校の施設の活用を促進していきます。
- なお、本市においては、児童数の増加が予測されている地域があることや、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に伴う35人学級の実施の影響などにより、教室の確保が課題となる学校があるため、学校施設の活用を検討する際には、教育委員会と十分に連携を図りながら調整を進めます。

(3) 放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策及び放課後子供教室の目標事業量と確保事業量

ア 放課後児童健全育成事業

4ページの「オ 放課後児童健全育成事業」に記載しています。

イ 放課後子供教室（校内交流型）

（単位：実施か所数（か所））

全市域	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
目標事業量	115	115	115	115	115
確保事業量	115	115	115	115	115

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進 （川崎市社会的養育推進計画）

(1) 本市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

本計画は、児童福祉法をはじめとする関係法令や「「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（令和6年3月12日子支第125号こども家庭庁長官通知、以下「計画策定要領」という）」を踏まえ、様々な事情により支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整える取組を進めるため、策定するものです。

ア 基本的な考え方

I 専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実

児童相談所への相談件数や児童虐待の相談・通告件数は増加傾向にあり、中には経済的な困窮や子育て上の不安や悩みなどを抱えこみ、援助希求を発信できず、必要な支援につながらない子育て家庭があることも考えられます。児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、児童ができる限り家庭において健やかに養育されるよう、児童相談所や区役所、地域の関係機関が連携しながら児童虐待の防止に向けたリスク要因の早期把握や家庭での養育支援に取り組むとともに、一時保護を行った場合の児童の福祉の向上や家庭復帰に向けた支援の充実を図ります。

II 代替養育を必要とする児童への支援の充実

代替養育を必要とする児童については、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を念頭に置きながら、できる限り家庭に近い環境で養育されるよう支援を行う必要があり、様々な状況にある児童それぞれに適切に対応することができるよう環境整備を図ることが必要です。児童への支援の基盤となるものは、権利擁護であり、その一環として、意見表明などの機会を担保し、児童の最善の利益を実現していくことが求められます。里親家庭・施設それぞれにおいてすべての要保護児童が心身ともに健やかに養育され自立していけるよう、里親家庭への支援体制の充実や施設における専門的支援の充実、児童の自立支援の推進など、代替養育を必要とする児童への支援の充実を目指します。

III 本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進

代替養育を必要とする児童数については、本市の児童人口や児童虐待・相談通告件数、児童相談所への相談件数等を踏まえると、当面は増加傾向が続くものと見込まれます。そうした状況にあっても代替養育を必要とする児童を確実に養育できる体制を整えるため、家庭養育を担う里親登録数の増加を図るとともに、様々な状況にある児童へ専門的支援を行うため、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設等の定員枠を確保するなど、里親と施設の両輪により、社会的養育の体制整備を進めていきます。また、代替養育を必要とする児童や家庭の状況を的確に把握し、里親家庭での養育を基本としながら、児童が最適な環境で養育を受けられるよう代替養育の環境を選択し支援を推進します。

イ 「量の見込みと確保方策」について

- 令和2（2020）年2月に策定した「川崎市社会的養育推進計画」では、令和2（2020）年度から令和3（2021）年度を第1期、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度を第2期、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度を第3期としており、第2期以降、現行の「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の本章において社会的養育推進計画の位置づけを行っています。
- なお、令和7（2025）年度中には「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を第3期へと改定して策定する予定であり、その際、必要に応じて量の見込みと確保方策の見直しを行います。

ウ 評価のための指標とPDCAサイクルの運用について

計画の進捗については毎年度、計画策定要領に基づき点検・評価を行い、庁内の会議や児童福祉審議会へ報告を行うとともに、課題となっている部分等の取り組みについて見直しを行うなど、適切なPDCAサイクルを運用していきます。

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進(川崎市社会的養育推進計画)

(2) 当事者であることものの権利擁護の取組

○現在の整備・取組状況について

子どもの意見聴取等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・里親等への委託や施設入所時、一時保護開始時にすべてのこともの権利について説明するとともに、人権オンブズパーソンへ相談ができるよう環境を整備しています。 ・児童相談所が行う在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、一時保護の決定時等措置開始時等においてこともの意見聴取等を行っています。 ・意見表明等支援員を一時保護所等に派遣する意見表明等支援事業を実施しています（令和6年度）。 ・子どもから出された意見・意向については、援助方針等こともの状況を勘案しながら児童相談所内で支援方法や内容を検討・協議し、可能な限り尊重するよう取り組んでいます。
子どもの権利擁護に関する研修の実施	児童相談所職員及び区役所職員に対し、児童相談所新任研修・児童福祉司任用後研修・要保護児童対策地域協議会調整担当者研修においてこともの権利に関する内容を実施しています。

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期		第3期			実績 R5 (2023)
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
意見表明支援を利用可能な児童数	993人	997人	1,000人	1,002人	1,004人	908人
意見表明支援事業における意見表明等支援員の活動延べ日数	24日	32日	32日	32日	32日	未実施
こともの権利擁護に関する研修の実施回数（年）	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上
こともの権利擁護に関する研修の受講者数	59人	59人	59人	59人	59人	63人

(3) 児童家庭支援体制の構築等に向けた本市の取組

○現在の整備・取組状況について

子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置	平成28年度に各区・支所に子育て世代包括支援センター（9か所）、令和4年度に各区に子ども家庭総合支援拠点（7か所）を位置づけ、母子保健機能と児童福祉機能が一体的に相談支援を実施しています。
児童家庭相談に関わる区役所等職員への研修実施	要保護児童対策地域協議会調整担当者研修をはじめ、専門機能強化研修や外部へ派遣研修を行い、区役所職員等への人材育成に取り組んでいます。
家庭支援事業	家庭支援事業のうち、子育て短期利用事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業を実施しています。 事業概要、令和5年度実績等は各ページ参照 子育て短期利用事業 4ページ 養育支援訪問事業 4ページ 一時預かり事業（幼稚園型・保育所における一時預かり）5・6ページ
児童家庭支援センターの設置	市内2か所の乳児院・4か所の児童養護施設に児童家庭支援センターを併設し、社会福祉士等の相談員や心理療法担当職員が養育に不安を抱える家庭への相談支援を行っています。また、子育て短期利用事業の窓口となり、保護者の病気や出産、育児疲れ等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則7日以内で子どもを預かっています。

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期		第3期			実績 R5 (2023)
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
こども家庭センターの設置数	7か所 (試行実施)	7か所	7か所	7か所	7か所	0か所
児童家庭相談に関する区役所等職員への研修実施回数	21回	21回	21回	21回	21回	21回
児童家庭相談に関する区役所等研修の延べ受講者数	520人	520人	520人	520人	520人	521人
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況	7区で実施	7区で実施	7区で実施	7区で実施	7区で実施	0区
児童家庭支援センター設置数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
子育て短期利用事業を委託している児童家庭支援センター数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	1件	1件	1件	1件	1件	0件

(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

○現在の整備・取組状況について

妊産婦等生活援助事業の事業所数	特定妊婦への支援については、区役所地域まもり支援センターや、児童相談所職員が各ケースごとに個別対応し、必要に応じて一時保護等を実施してきました。なお、本事業の事業所については令和6年10月に1か所開所しました。
研修の実施回数（年間）	児童相談所の新任研修、児童福祉司任用後研修や、要保護児童対策地域協議会調整担当者研修等において、特定妊婦等への支援等について研修を実施しています。
助産施設の設置数	経済的な理由で出産費用を負担できない方が、安心して入院出産できるよう補助を行う、児童福祉法に定められた制度で、市内3施設において実施しています。

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期		第3期			実績 R5 (2023)
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
妊産婦等生活援助事業の事業所数	1	1	1	1	1	—
研修の実施回数（年間）	1	1	1	1	1	1
助産施設の設置数	3	3	3	3	3	3

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進(川崎市社会的養育推進計画)

(5) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

■代替養育を必要とする児童数の推計

(単位：人)

年度	第3期					実績値 R5 (2023)
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
児童人口	241,047	237,418	233,198	228,315	223,638	247,897
児童人口に対する措置率	0.144%	0.148%	0.152%	0.156%	0.161%	0.136%
措置率増加率	-	2.7%	2.7%	2.7%	2.7%	2.7%
縁組成立控除前措置児童数	347	351	354	356	358	337
措置児童数	341	345	348	350	352	331

■代替養育を必要とする児童数の推計（年齢別）

(単位：人)

年度	第3期					実績値 R5 (2023)
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
就学前児童（3歳未満）	32	32	33	33	33	22
（里親等委託率対象児童数）	32	32	33	33	33	22
就学児童（3歳以上）	48	49	49	49	50	54
（里親等委託率対象児童数）	42	43	43	43	44	48
就学児童	261	264	266	268	269	243
（里親等委託率対象児童数）	206	203	205	207	202	200
合計	341	345	348	350	352	319
（里親等委託率対象児童数）	280	278	281	283	279	270

(7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

○現在の整備・取組状況について

児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築	区役所地域のみまもり支援センターと連携しながら児童虐待の重症化予防に取り組むとともに、こどもの家庭復帰が難しい場合は、できる限り家庭的な養育環境を確保するよう特別養子縁組や里親への措置を検討しています。
親子関係再構築に向けた取組	令和6年度から各児童相談所において児童福祉司・児童心理司からなる専任チームを設け、親子関係再構築支援事業の試行実施を含む、親子関係再構築のための相談支援を行っています。
特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築	養子縁組里親支援に特化したフォスタリング機関と児童相談所が連携し、乳児院に一時保護委託となった乳児等を中心に、迅速かつ丁寧なアセスメントに基づき、特別養子縁組成立を目指すなど、パーマネンシー保障を念頭に置いた支援を行っています。

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第3期					実績 R5 (2023)
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
児童相談所における専門チームの配備	3	3	3	3	3	0
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	38人	44人	50人	56人	62人	4人
親への相談支援に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数	16回	16回	16回	16回	16回	14回
親への相談支援に関する児童相談所職員に対する研修の受講者数	350人	350人	350人	350人	350人	272人
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	6	6	6	6	6	6
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	59人	59人	59人	59人	59人	63人

(8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

○現在の整備・取組状況について（ア）

里親等委託率・登録率・稼働率	委託率 3歳未満：50.0% 3歳以上就学前：43.8% 就学児：27.1% 登録率 94.9% 稼働率 35.9%
里親登録数 ファミリーホーム数	養育里親：127家庭 専門里親（11家庭：養育里親の内数） 養子縁組里親：79家庭 親族里親：9家庭 ファミリーホーム：2か所
里親登録に係る児童福祉審議会開催回数	里親登録に係る児童福祉審議会を年間6回開催しました（19家庭登録）。

○現在の整備・取組状況について（イ）

民間フォスタリング機関の設置数	平成30年度に1か所、令和2年度中に1か所開設を行い、令和5年度末時点、2か所体制で運営しています。現在は里親制度等普及促進・リクルート事業、里親等研修・トレーニング事業、里親等委託推進事業及び里親訪問等支援事業を実施しています。
基礎研修・登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数・受講者数	未委託家庭向けの動機づけの研修や、子どもとのコミュニケーションスキル向上を題材にした研修など、2か所のフォスタリング機関により、毎年テーマを決めて実施しています。
里親登録に係る児童福祉審議会開催回数	令和5年度は6回開催しています（19家庭登録）。

(6) 一時保護改革に向けた取組

○現在の整備・取組状況について

一時保護所の環境整備等	<ul style="list-style-type: none"> ●恒常的な定員超過状態の解消や今後さらに一時保護児童数が増加した際にも確実に受入ができるよう体制を確保するため、令和2年度から中部児童相談所一時保護所の改築に着手し、令和7年度供用開始時に市全体で最大100名の受入が可能となるよう整備を進めています。 ●一時保護所の運営等を検討する会議を定期的に開催し、一時保護所での生活やこどもへの対応について適宜見直し等を行っています。 ●一時保護されたこどもに対し権利擁護や適切なケアが実施できる人材を育成するため、毎月一時保護所職員に対して研修等を行っています。
-------------	--

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第3期					実績 R5 (2023)
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
一時保護所の定員数	88人	88人	88人	88人	88人	70人
第三者評価を実施している一時保護施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
一時保護所職員に対する研修の実施回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回
一時保護所職員に対する研修の延べ受講者数	120人	120人	120人	120人	120人	124人
一時保護が可能な児童福祉施設の数	18	20	20	20	22	16
一時保護所平均入所日数	51日	51日	51日	51日	51日	46日
一時保護所平均入所率	78.1%	78.1%	78.1%	78.1%	78.1%	98.2%

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進(川崎市社会的養育推進計画)

○整備すべき資源の見込み及び評価のための指標

■里親登録認定に係る児童福祉審議会の開催回数（里親部会）

年度	第3期					実績 R5 (2023)
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
児童福祉審議会第1部会の開催回数	4	4	4	4	4	6

■代替養育（里親等）の確保方策（単位：世帯※ファミリーホームは定員数）

年度	第3期					実績 R5 (2023)
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
養育里親	157	168	179	190	201	127
専門里親（養育里親の内数）	(12)	(13)	(13)	(13)	(13)	(11)
養子縁組里親	85	90	95	100	105	79
親族里親	10	11	12	13	14	9
里親登録数計	252	269	286	303	320	215
ファミリーホーム（定員数）	23	23	23	23	29	11
合計	275	292	309	326	349	226

■里親等への委託児童数の見込み（単位：人）

年度	第3期					実績 R5 (2023)
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
養育里親	87	92	101	107	112	66
養子縁組里親	10	10	10	10	10	10
親族里親	10	11	12	13	14	12
ファミリーホーム	20	20	20	20	23	3
計（里親等）	127	133	143	150	159	91

■里親等への委託児童数の見込み（年齢別）（単位：人）

年度	第3期					実績 R5 (2023)
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
就学前児童（3歳未満）	24	24	25	25	25	11
就学前児童（3歳以上）	29	32	32	32	33	21
就学児童	74	77	86	93	101	59
計	127	133	143	150	159	91

■里親等委託率の見込み（単位：％）

年度	第3期					実績 R5 (2023)
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
就学前児童（3歳未満）	75	75	76	76	75	50
就学前児童（3歳以上）	69	74	74	74	75	44
就学児童	36	38	42	45	50	27
計	45	48	51	53	57	32

■里親登録率及び稼働率の見込み（単位：％）

年度	第3期					実績 R5 (2023)
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
里親登録率	110.8%	118.6%	124.2%	130.2%	141.1%	94.9%
里親稼働率	40.9%	40.3%	41.0%	40.7%	40.4%	35.5%

■フォスタリング設置数ほか

	第3期					実績 R5 (2023)
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
民間フォスタリング機関の設置数	2	2	2	2	2	2
基礎研修・登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数	15	15	15	15	15	16
研修の受講者数	120	120	120	120	120	127

(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

○現在の整備・取組状況について

小規模かつ地域分散化した施設数・入所児童数	本市所管の児童養護施設においては、小規模グループケアを導入しており、小規模化は完了しています。また、地域分散化を進めており、地域小規模児童養護施設を8カ所設置しています。入居児童数は、本園、分園あわせて合計152人です（令和5年度末）。
養育機能強化のための専門職の加配施設数、加配職員数	家庭支援専門相談員（加算分）、心理療法担当職員、里親支援専門相談員を中心に、それぞれの専門性を活かしながら適宜各施設に配置しています。
養育機能強化のための事業実施施設数	入所する児童やその家族等に対して、治療計画を立て、面接、宿泊、親子レクリエーション等により心理的ケアを実施しています。（令和5年度家族療法事業実施：5施設）
一時保護専用施設の整備施設数	現在も各施設において、必要に応じ一時保護委託の受け入れが可能です。今後は児童養護施設等の機能転換により、主に高校生等の年長児童を児童相談所一時保護所の代わりに受け入れ、学習権の保障や自立に向けた生活が行える環境の構築に向け、検討が必要です。
児童家庭支援センターの整備施設数（再掲）	6カ所
フォスタリング事業の実施施設数（再掲）	2カ所
妊産婦等生活援助事業の実施施設数（再掲）	1カ所
家庭支援事業を委託されている施設数	子育て短期利用事業：6カ所

【高機能化】…心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員等の専門職の配置により、きめ細やかな支援を行うことができる体制を確保し、ケアニーズの高い乳児・児童の支援を行ってまいります。

【多機能化・機能転換】…併設する児童家庭支援センターと連携した地域の児童・家庭への相談支援やデイスティ、ショートステイの受け入れのほか、里親支援、地域の関係団体への活動支援等、地域の児童福祉における重要な拠点として多様な役割を円滑に果たせるよう環境整備を図ります。

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進(川崎市社会的養育推進計画)

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

■代替養育（施設等）の確保方策

(単位：人)

年度	第3期					実績 R5 (2023)
	第2期 R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
児童養護施設	156	156	156	156	156	162
地域小規模児童養護施設	54	60	60	60	66	42
乳児院	45	45	45	45	45	45
広域入所（県施設等）	37	32	27	22	17	48
計（児童養護施設・乳児院）	292	293	288	283	284	297
児童心理治療施設	40	40	40	40	40	40
自立援助ホーム	12	18	18	18	24	12
広域入所（県施設等）	10	10	10	10	10	13
計（専門的施設）	62	68	68	68	74	65
合計	354	361	356	351	358	362

■施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

	第3期					実績 R5 (2023)
	第2期 R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
小規模施設の数	9	10	10	10	11	7
小規模施設の入所児童数	48	50	50	50	52	35
専門職（※）の加配施設数	7	7	7	7	7	7
専門職（※）の加配職員数	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.2
養育機能強化のための事業実施施設数	5	5	5	5	5	5
児童家庭支援センターの設置施設数（再掲）	6	6	6	6	6	6
妊産婦等生活援助事業の実施施設数（再掲）	1	1	1	1	1	-

(※) 心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員、里親支援専門相談員、看護師等をいう。

(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

○現在の整備・取組状況について

児童自立生活援助事業の実施箇所数	法改正に伴い、令和6年度以降は類型ごとに整備を行います。なお、令和6年10月時点での実績は次のとおりです。 Ⅰ型：2か所11名入居 Ⅱ型：1か所 2名入居 Ⅲ型：6か所 6名入居
社会的養護自立支援事業の整備箇所数	社会的養護自立支援事業として、平成30年度より事業を開始している（1か所）

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第3期					実績 R5 (2023)
	第2期 R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
自立支援を必要とする社会的養護経験者数	20	20	20	20	20	20
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	1	1	1	1	1	1
児童自立生活援助事業の実施箇所数	9	11	12	13	15	2
児童自立生活援助事業の入居人数（Ⅰ型）	12 (2か所)	18 (3か所)	18 (3か所)	18 (3か所)	24 (4か所)	12 (2か所)
児童自立生活援助事業の入居人数（Ⅱ型）	2 (1か所)	2 (1か所)	2 (1か所)	2 (1か所)	2 (1か所)	0
児童自立生活援助事業の入居人数（Ⅲ型）	6 (6家庭)	7 (7家庭)	8 (8家庭)	9 (9家庭)	10 (10家庭)	0

(11) 児童相談所の強化等に向けた取組

○現在の整備・取組状況について

児童相談所における人材確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> 令和4（2022）年12月に策定された国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童虐待相談対応件数に応じた児童福祉司・児童心理司、児童福祉司スーパーバイザーを計画的に配置しています。また、医師、弁護士、保健師等の職員を配置しそれぞれの専門性を発揮し、多職種による連携のもと支援を行っています。 児童相談所職員の人材育成については、児童相談所人材育成検討委員会ワーキング等において毎年研修や経験の浅い職員へのフォロー体制等を検討しています。 児童相談所職員の専門性の向上のため、児童福祉司任用後研修をはじめ、専門機能強化研修や外部へ派遣研修を行い、人材育成に取り組んでいます。
------------------	--

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第3期					実績 R5 (2023)
	第2期 R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
児童相談所の管轄人口	1,582,100	→	→	→	→	
南部児童相談所	691,200	→	→	→	→	
中部児童相談所	481,300	→	→	→	→	
北部児童相談所	409,600	→	→	→	→	
第三者評価を実施している児童相談所数	0か所	1か所	2か所	3か所	3か所	0か所
児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修の受講者数	26人	26人	26人	26人	26人	27人

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進(川崎市社会的養育推進計画)

(12) 障害児入所施設における支援

○現在の整備・取組状況について

「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	1施設
「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	50名

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期		第3期			実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)
「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	1	1	1	1	1	1
「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	50	50	50	50	50	50